

消費生活センターからの

平成 27 年
3 月 11 日 発行
NO. 11

お知らせ

こんにちは！長岡市立消費生活センターです。

今回の「お知らせ」では、注意していただきたい**子供**や**若者**の事故やトラブル事例についてご紹介します。

無料でエステ体験のはずが…

駅前で渡されたエステのお試し無料券を使ってエステを受けた。終了後、他のメニューの勧誘を受け、「学生でお金がない。親と相談する。」と断ると、「**今日だけ特別に** 20 万円で契約できる。」と強引に契約させられ、クレジット契約書に嘘の年収などを書かされた。
不審なので解約したい。



「肌が荒れている」などと言って脅かし、何時間も個室で勧誘を続けて契約させるケースもあります。条件によってはクーリング・オフができますので、消費生活センターにご相談ください！

死亡事故も！キックスケーターの事故に注意

キックスケーターで坂道を下り終わったところで**側溝にひっかかり**、前方に転倒し、頭を負傷した。急性硬膜外血腫で治療を受けたが1カ月後に死亡した。**ヘルメットは着用していなかった。**



ヘルメットは必ず着用させ、凸凹のない安全な場所で使用させましょう！

失明の恐れも！カラコンの使用は慎重に

量販店で購入したカラーコンタクトレンズを装着していたところ、両目に痛みを感じ眼が開けられなくなった。医師に「角膜に傷がついている。**失明の可能性**もある」と言われた。



カラコンはリスクを十分理解したうえで、必ず眼科医の処方に従ったレンズを選択しましょう！

トピックス

長岡大学の学生と協働で啓発リーフレットを作成しました！！

長岡大学経済経営学部の「消費者問題」科目履修生と消費生活センターが協働で高校生向けにインターネット関連トラブル防止の啓発リーフレットを作成しました。

このリーフレットは、学生が同大学の橋長講師の指導のもと、授業の一環で作成したもので、長岡市内の高校2年生を対象に配布し、啓発教材として活用される予定です。

ご興味のある方はぜひ消費生活センターまで！



作成の様子



リーフレット

発行：長岡市立消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター2階

相談電話 0258(32)0022 FAX 0258(39)5050

相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～16:30

